

平成 29 年（2017 年）3 月 14 日
子ども文教委員会資料
教育委員会事務局指導室長

平成 29 年度以降の中野区立学校における「組み体操」の実施について

1 種目の制限等

(1) 「組み体操」の演技種目のうち、いわゆる「ピラミッド」と「タワー」の実施については、原則として禁止することとする。

ただし、校長が「組み体操」における「ピラミッド」や「タワー」の実施を強く希望する場合には、校長は教育的意義及び安全指導體制等を踏まえた指導計画を教育委員会に提出し、安全性について確認の上、実施できることとする。

(2) 演技者のうち少なくとも 1 名の到達する位置が、地面から 3 m を超える演技種目は実施しないこととする。（参考「労働安全衛生規則」）

2 その他

「組み体操」に限らず、全ての学校行事や体育的活動においても、万全の安全対策を講じるとともに、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた指導を十分行うにより、安全のための身体能力の向上や危険予測・回避能力の育成を図ることとする。